

防府市農業災害緊急対策資金利子補給補助金交付要綱

平成18年12月21日制定

(目 的)

第1条 この要綱は、平成18年台風13号により被害を受けた農業者に対し、経営の安定を図ることを目的に、市の行う利子補給について必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象者)

第2条 本要綱に定める利子補給は、防府とくち農業協同組合（以下「農協」という）の定める「平成18年度農業災害緊急対策資金貸付要領」に基づき、経営資金の融資を行った農協に対して行う。

ただし、融資を受けた者に市税の滞納がある場合は、その者に限り対象としない。

(利子補給の率及び期間)

第3条 市は、利子補給対象者が融資を行った金額に対し、年0.5%の利子補給を平成19年度から平成23年度まで行うものとする。

(利子補給の額)

第4条 当該資金に対する市の利子補給に係る利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における当該資金につき算出した融資平均残高（当該期間中の毎日の残高（延滞額を除く。）の総和を当該期間中の日数で除して得た額とする。）に対し、当該利子補給率の割合で計算した額とする。

(申し込み)

第5条 農協は、毎年度1月4日から1月末日までに別記第1号様式に定める利子補給補助金承認申請書・別記第2号様式に定める利子補給補助金交付申請書と第6条に定める書類を提出しなければならない。

(納税確認等同意書の添付)

第6条 農協は、利子補給補助金交付申請書を提出するさい、第2条に定める融資を行った者から、納税等確認同意書（別記第3号様式）を徴し、利子補給補助金交付申請書に添付しなければならない。

(利子補給の承認)

第7条 市は、利子補給補助金交付申請書の提出を受け、適当と認めれば速や

かに別記第4号様式に定める利子補給補助金交付決定通知書を農協に交付するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市は毎年度2月に農協に対し、利子補給補助金を交付する。

(利子補給が適当でない者についての協議)

第9条 市と農協は、利子補給が適当でない者等について、毎年度1月に協議を行うものとする。

(県の措置に対する協議)

第10条 この要綱制定後、県が新たな支援措置を講じた場合、市と農協は協議して適正に処理するものとする。

附 則 この要綱は平成18年12月21日から施行する。